

発展途上国における地域計画ガイドラインの提案(1)

金子 彰*

はじめに

0.1 提案の背景と目的

先進国、発展途上国を問わず地域開発は地域の発展や生活の向上に重要であるばかりでなく、国全体のバランスのとれた成長のために必要である。しかしながら従来の開発優先のトップダウン型の地域開発は大きな成果をあげたもののその限界が明らかになっている。今日、それにかわって持続可能な開発がキーワードになっており、このために参加型開発が採用されている。

発展途上国においても同様の動きになっており、持続可能な開発をめざした参加型の開発が進められている。また、各援助機関などでは発展途上国への支援に際して環境への配慮や参加を最も重要な項目にあげている。

しかし発展途上国には必ずしも先進国のように持続可能な開発をめざした参加型の開発を可能にする条件が十分整っているわけではない。その中で地域自らが主体となり、参加を確保しつつ持続可能な開発を進めていくためには何らかの指針的なものを必要とする。

例えばカンボディアにおいては国や州が指導しつつも市町村が主体となった地域計画を策定することとし、そのためのガイドラインがつくられ実際に活用されている。これにはいくつかの課題があるもののこれは貴重な事例と考えられる。

そこでカンボディアを中心とする先行事例の調査、評価をふまえそれをベースとした発展途上国における自立的な地域計画のガイドラインを提案することとした。ただしガイドラインは実際の計画に適用する中でよりよいものになっていく。本研究はそのためのスタートとなる発展途上国における地域計画ガイドラインのプロトタイプを提案することを目的としている。

本研究は平成13年度から5年間の期間で実施されている文部科学省による私立大学学術研究高度化推進事業によるオープンリサーチセンターである東洋大学国際共生社会研究センターの研究のうち「プロジェクト3 地域開発データベースと計画作成・評価支援シミュレータの開発・整備（プロジェクトリーダー：橋本善太郎教授）」^{※1)}の一部としておこなわれた。本報告はプロジェクト3のうち筆者が担当した部分の最終報告としてとりまとめられたものである。また本論文で提案されたガイドラインの中で示される計画の考え方やシミュレーションの手法はこのガイドラインに不可欠なものであるが、このプロジェクト3の他の研究者によってなされた研究成果を活用している。ここ

*東洋大学国際地域学部教授

に感謝を表したい。

0.2 論文の構成

本論文は大きく3つの部分に分かれている。Iとして提案する発展途上国における地域計画ガイドラインの特質と条件を述べている。すなわち1.に発展途上国における地域計画の特質とガイドラインの必要性、2.に従来の取り組みとその評価、3.に発展途上国における地域計画ガイドラインの前提条件を挙げている。すなわち3.はこれまでの検討をふまえ、どのようなガイドラインを考えるかを述べている。

次にIIに発展途上国における地域計画ガイドラインを提案している。

最後にIIIとして実際の計画への適用に向けてについて述べている。この部分ではIIで提案したガイドラインをうけて実際の計画への適用に向けての課題、すなわち1としてガイドライン策定に残された課題、2として実際の計画への適用の方法と課題さらに3として今後の課題と対応を述べている。またおわりに、参考文献をあげている。

なお本論文はこれまでの研究の成果を総括したものであり、IIについては新たに作成したものであるが、IとIIIについては筆者のこれまでの著書、論文、発表^{#2)}をベースにしている。

注1) 東洋大学国際共生社会研究センターのWebサイトによると以下のように述べられている。

「プロジェクト3 地域開発データベースと計画形成、評価支援シミュレータの開発 整備

研究責任者：橋本 善太郎

発展途上国においては急速に変化する状況の中で経済社会環境の持続可能な地域開発を進めることか緊急の課題となっている。しかしその進め方については確立されておらず、また必要なデータなどについては十分に整備されていない。そこで本研究においては発展途上国の現状をふまえた持続可能な地域開発のガイドラインとそのためのデータの提案、環境を軸にした地域開発手法の提示および特に環境を中心とした開発評価支援シミュレーションモデルの開発を行う。」

注2) 関連する著作、報告書、発表の主なものは巻末参考文献はじめに示す。

I 発展途上国における地域計画ガイドラインの特質と条件

1. 発展途上国における地域計画の特質とガイドラインの必要性^{#1)}

1.1 発展途上国における地域計画の特質と課題

1) 地域計画の考え方の変遷

従来型の地域開発は我が国においては高度成長の初期から最近に至るまで行われていた地域開発であり、日本のみならず発展途上国においても概ね同様の考えに従った地域開発が行われていた。その特徴として①国主導、②固定目標、③大規模プロジェクト中心、④環境は付随的および⑤参加の程度は少ないことがあげられる。

従来型の地域開発は日本のみならずアジアの新興工業国においてもいくつかの大きな問題を生じ

させたものの相対的には大きな成果をもたらしたといえる。しかしながらこのような従来型の地域開発が成功するための条件は現在急速に変化しており、我が国の従来型の地域開発はその前提がくずれつつある。それでは、我が国では課題が多いとしても発展途上国においては従来型の地域開発は依然として有効で過去の我が国の経験はストレートに適用することができるのであろうか。

2) 発展途上国における地域計画の特質

発展途上国においては、先進国においては一定程度達成されている以下の課題へのとりくみが必要である。すなわち、①良き統治、②分権と地域の重視、③弱者への直接寄与の必要性和参加、④環境と持続可能な開発および⑤市場経済の重視である。このように発展途上国において市場経済化の中での地域開発という従来と異なる開発のあり方が求められており、発展途上国においても地域開発をめぐる環境は大きく変化しつつある。

3) 発展途上国における地域計画の今日の課題

上に述べたとおり従来型の地域開発では今日発展途上国の地域開発に求められている課題への対応は困難であり、また、我が国の従来の経験が直接適用できるわけではない。これまで述べたことを再整理すると発展途上国における地域計画の今日の課題は、次の3点が不可欠である。すなわち、①経済・社会・環境の持続可能性、②制度・組織、評価と情報公開、③分権と多様な主体の参画である。さらに、実際の地域開発に適用するためには次の2点すなわち④漸進的アプローチおよび⑤計画における適正技術が必要である。

1.2 発展途上国における地域計画ガイドラインの必要性

さて、発展途上国における地域開発においては上述のように多くのあらたな課題に対応することが求められている。特に計画における参加については必ずしも十分な条件と経験があるとはいえない。また地域レベルでは計画についての専門的な人材の確保が困難であること、計画に必要なデータが十分ではないことがあげられる。一方で多くの途上国は国全体の発展も強く求められている。そのためには国としてのマクロな政策や大規模な社会資本の開発なども必要とされる。

したがって発展途上国における地域開発は、先進国のように各計画主体が自主的に取り組むことだけで可能とはいえない。このため地域計画の策定を制度として確立するとともに、各計画主体が国全体の政策とバランスをとりつつ自ら^{注2)}地域計画の策定を行えるような指針、すなわち地域計画ガイドラインが求められる。

注1) 詳細は「はじめに」注2) に示す文献に示されているのでここでは要旨のみ示す。

注2) 先進国や国際機関による発展途上国の参加型地域計画について技術協力が行われている。この場合、専門家による計画策定が行われるのでここで対象としている計画とは異なる。

2. ガイドラインの従来の取り組みとその評価

2.1 先行事例とその評価^{#1)}

1) 先進国における地域開発計画のガイドラインの事例

地域開発を進めるにあたっては先進国ではプロジェクトマニュアル、個別施設計画のための計画標準やさらに後で述べるが発展途上国における地域開発プロジェクトのためのマニュアルなどがつくられ実際に利用されている。筆者はそのすべてをレビューしたわけではないが、いくつかの例をあげると、都市開発プロジェクトマニュアルとしては The Urban Land Institute “Development Impact”（邦訳は財団法人不動産研究所訳「新しい開発影響評価」1999年 住宅新報社刊）がある。これは名称はともかく都市開発プロジェクトの詳細な開発マニュアルである。個別施設計画のための計画標準としては多数あるが一例として国土交通省港湾局監修「港湾の構造物の技術上の基準・同解説」（平成11年改訂版）（財団法人港湾協会刊）をあげる。前者は特に制度的な位置づけはないが後者は基本的な事項は法律および政省令によって規定されている。

また先進国において参加型計画が開発され実際の地域開発に活用されている^{#2)}。

2) 援助機関における地域開発計画のガイドラインの事例

地域開発に関する国際機関として国際連合地域開発センター(UNCRD)がある。発展途上国において地域開発プロジェクトを実施するとともに地域開発を担務する職員の能力開発にあたっている。UNCRD は現在は地域開発と人間の安全保障や環境に焦点をあて、途上国の行政官などに対する研修主体でそのための調査研究を実施しており。また研修を受けた人が働ける制度づくりの支援を行っている。また UNCRD は地域開発のための大規模なゲーミングシミュレーション^{#3)}を開発した。

国際協力機構においては技術協力の一環として地域総合開発計画調査ということで従来から地域開発計画づくりに対して支援をおこなってきた。その業務のために 国際協力事業団社会開発調査部「地域総合開発計画調査標準要綱改訂版」平成14年3月^{#4)}が作成されている。また技術協力の調査において環境について十分な配慮を行うため 国際協力機構「JICA 環境社会配慮ガイドライン」2004が作成され実際に適用されている^{#5)}。

3) 先行事例の評価

以上に述べた先進国および援助機関の先行事例をみた。先進国の事例については参考にすべきことは多いが、すでに 1.1 で述べたとおり発展途上国においては専門家やデータ、参加による計画のための経験などが十分でないことがあり、発展途上国に直ちに適用できるものではない。

また援助機関における事例については発展途上国を対象としている点も含め参考にすべきことは多い。まためざす方向についても基本的には変わらない。しかし、参加について十分配慮されているとはいえ、先進国の専門家による計画策定であること、対象とする国あるいは地域の行政手続きとは別になっていること、さらに環境社会配慮ガイドラインについては環境への影響を減少させるためには有効であるが地域開発による正の効果をいかに増大させるかについては主な対象としていないなどの課題があり、発展途上国に直ちに適用できるものではない。

2.2 カンボディアにおける取り組み^{註6)}

2) カンボディアにおける地域計画

カンボディアは内戦終結後国際的な支援の下で新たな国づくりを行っている。カンボディアにおいては分権化が開始されているが現段階では市町村(コミューン)のみが自治体、その上位の郡(ディストリクト)および州(プロビンス)は国の機関として位置づけられている。

国レベルではこれまで2つの5カ年計画が策定された。一方地方分権化された市町村は自ら地域計画を策定し、それをとりまとめた形での州レベルの地域計画を策定することとされている。

さて、筆者はカンボディアにおいて4州(州と同格の市を含む)^{註7)}の現地調査を行い、各州の計画を入手するとともに各州の計画部長などからヒヤリングを行った。そのうちのひとつであるタケオ州^{註8)}について「タケオ州開発計画2001-2005」と「タケオ州開発投資プログラム 2002-2004」の概要を紹介する。

(タケオ州開発計画 2001-2005)

タケオ州開発計画の内容は「第1部 州の社会経済現況」と「第2部 州開発の枠組 2001-2005」に分かれている。国の計画をふまえたものであるが内容、構成は限られたものとなっている。第1部においては州の社会経済現況として以下の項目が示されている。すなわち、地理と行政構造/人口、世帯/識字と教育/地域の経済/保健、水供給、衛生/農畜産/出稼ぎである。この内容については各市町村単位でデータが収集されておりそれに基づいて図表の形で整理し、それをふまえた考察を行っている。

第2部においては州の2001年から2005年間の州開発の枠組みについて示している。その内容としては州開発の展望/州開発のポテンシャルと制約条件/州開発の目標/州開発の戦略/国境地域の開発となっている。

(タケオ州開発投資プログラム 2002-2004)

タケオ州開発投資プログラム2002-2004はタケオ州によって作成された2002年から2004年までの3ヶ年のローリング開発投資プログラムである。このプログラムは同時に初年度である2002年度予算にもなっている。このプログラムは毎年更新、作成される。

その内容は4部からなっており、「第1部 概要」「第2部 市町村投資プログラム」、「第3部 各部の投資プログラム」および「第4部 公共投資プログラム 2002-2004」である。

2) カンボディアにおける地域計画ガイドライン

上記のとおりカンボディアでは各州をはじめ市町村で自ら計画を策定している。国(計画省)はこのためのガイドラインを作成、オーソライズするとともに研修を通じてその適用をはかっている。現在の分権システムにのっとって策定された計画は3ヶ年投資計画であり、そのためのガイドラインが作られている。このガイドラインには下記の2種類がある。

① TECHNICAL GUIDELINE FOR COORDINATORS OF THE THREE-YEAR ROLLING COMMUNAL INVESTMENT PROCESS

② Guidelines for the District Integration Process for the Year 2003

である。前者は市町村において計画を策定するためのものであり、後者は州を対象としたもので、州の権能とされる市町村レベルの計画を州や外部の援助組織などと調整し、州レベルの計画にとりまとめるためのものである。

この前者のガイドラインには、1) 計画すべき内容とその様式、2) 計画策定の行政的なプロセスおよび3) 計画策定の手法とデータが詳細に示されており、極めて具体的な記述となっており、計画の専門家がいなくても一定の研修を受けることでこのガイドラインにしたがって市町村で計画が作成できるようになっている。

前者のガイドラインとしての特徴は以下の5点と考えられる。すなわち、

- ①全世帯参加の草の根レベルの重視と国の調整、指導との整合をとる
- ②計画策定過程への外部支援グループの参加
- ③標準化された11ステップの手順—ステップ・バイ・ステップの計画策定
- ④各ステップ毎の実施内容と成果の詳細な規定—プロセスと手法を同時に示す
- ⑤合理的だが特段の専門知識がなくても容易に利用可能な手法の採用

3) カンボディアにおける地域計画ガイドラインの評価

このガイドラインは発展途上国の地域計画を自らのイニシアティブで策定するためのものであり制度化され実際に適用されている。この点は優れたものといえる。さらに参加の機会の確保、ボトムアップとトップダウンの整合をはかっている点も高く評価される。一方で課題としては、市町村レベルの計画においては現状の問題解決については草の根レベルから具体的に示されるが、計画にとって不可欠な将来を展望するプロセスや内容は含まれていないこと、また基幹インフラなどの市町村レベルを超えた地域開発を市町村レベルでどう整合をとるかについては具体的な指針は示されていないこと、さらにガイドラインがあり研修がなされたとしてもほとんどスタッフのいない市町村では計画を作成することは容易ではなく州は多くの人員を市町村の計画策定支援に当てており大きな負担となっている。さらに財源が限られているため計画を策定してもその実施は国や援助機関次第とならざるを得ないことがあげられる。

注1) 本節の記述は主として 参考文献はじめに 文献4による。なおカンボディアの計画に関する文献としては参考文献第2章に示す。なおクメール語の資料については金子が現地の翻訳業に依頼して英訳したものである。

注2) ここでは詳細は述べないが、わが国における参加型地域開発については実践をふまえた体系を示した文献として原科幸彦編著「市民参加と合意形成—都市と環境の計画づくり」2005 学芸出版社刊がある。

注3) UNCRD の開発したシミュレーションプログラムには REPLEX および PANGAEA がある。その詳細については以下に示されている。

UNITED NATIONS CENTER FOR REGIONAL DEVELOPMENT “REPLEX REGIONAL DEVELOPMENT PLANNING EXERCISE (UNCRD Training Material Series 1)” 1998

UNITED NATIONS CENTER FOR REGIONAL DEVELOPMENT “PANGAEA GAMING SIMULATION EXERCISE FOR SUSTAINABLE REGIONAL DEVELOPMENT (UNCRD Training Material Series2)” 1998

注 4) JICA のおこなった地域総合開発計画調査については、はじめに 注 2) 文献 4 で紹介しているので参照されたい。

注 5) 詳細は国際協力機構の Web サイト

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline-jap/pdf> に示される。

また実施状況は同じく国際協力機構の Web サイト

<http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/pro-asia.html> に示される。

このうち Feasibility Study of Padma Bridge in the People's Republic of Bangladesh については筆者が作業監理委員会委員（平成 16 年度より国内支援委員会委員）としてプロジェクトに参加している。

注 6) 本節の記述は はじめに 注 2) 文献 1、2 および 5、6 による。

注 7) カンボディア政府計画省の協力を得て、タケオ州、コンポンチャム州、プルサット州およびシハヌークビル市である。

注 8) タケオ州は首都プノンペンの南方約 100 km のメコンデルタにありヴェトナムと接する米作地帯である。2000 年のデータでは人口約 83 万人、世帯数約 15 万、面積約 3600 km² であり、州内には 10 郡 100 市町村 1162 集落がある。

3. 提案すべき発展途上国における地域計画ガイドラインの前提条件と概要

3.1 前提条件

1) 計画策定プロセス

以上に述べたことをふまえると提案すべき発展途上国における地域計画ガイドラインの計画策定プロセスとして以下の点が前提条件になる。

- ①計画の策定が明示的なプロセスにしたがって進められること。したがってプロセスを示すことがガイドラインの重要な役割になる。
- ②参加が確保された計画策定プロセスであること。意味ある参加^{#1)}を確保するためには複数回の参加が必要となる。
- ③②とともに国や関係機関との調整が組み込まれたプロセスであること。
- ④参加や調整結果がフィードバックされるプロセスになっていること。

以上のプロセスは完全ではないがカンボディアにおける地域計画ガイドラインに示されており実際に機能していることから可能であると考えられる。

2) 計画内容とその詳細度

以上に述べたことをふまえると提案すべき発展途上国における地域計画ガイドラインにおいて計画すべき内容は基本的には以下の項目と考えられる。

- ①当該地域の将来の基本方針
- ②目標年次に想定する地域の姿
- ③このために必要な政策、プロジェクトや事業
- ④③に関する投資計画
- ⑤上記に関する評価／留意点

ただし以下に述べるようにデータや可能な手法に限界があることなどから、計画主体内部の部局、

他の機関や組織などから得られた内容を除くと技術的に詳細な内容は含まない。

3) 計画のためのデータ

計画のためのデータとしては定量的な経済データなどは入手困難な場合が少なくないため、当該計画主体が通常の業務で入手可能なデータの範囲^{注2)}を計画のためのデータとする。

4) 計画策定のための手法

ここでは詳細なレビューは示さないが計画策定のための手法^{注3)}については先進国では多様なものが利用されている。しかしすでに述べたように発展途上国においては多くの制約があり適用できる手法は限られる。特にここで提案すべき発展途上国における地域計画ガイドラインに適用するためには1)で述べたように参加による計画策定において適用可能である必要がある。例えば、

- ①参加による合意形成の手法^{注4)}
- ②パーソナルコンピューターは用いるが容易に利用できる手法^{注5)}
- ③外部のデータを利用し現地データが不十分でも利用できる手法^{注6)}

が対象となる。

3.2 提案すべきガイドラインの概要

提案すべきガイドラインの目的、性格と適用および構成と記述については本報告書IIに示すが、構成は表3-1に示すとおりである。

表3-1

章	項目
第1章	総則
第2章	地域計画策定のフローと計画内容
第3章	地域の現況の分析と課題の抽出
第4章	新たなインパクトと効果・影響の整理
第5章	将来のシナリオの作成
第6章	持続可能性の評価
第7章	実現のためのプロセスとその実施
補論	適用する手法と利用可能なデータ

注1) 計画における参加の段階については以下の文献を参照のこと。

原科幸彦編著「市民参加と合意形成」2005 学芸出版社刊

注2) カンボディアの事例についてははじめに注2)文献2、6に示される。一般的に発展途上国でも国レベルでは経済データなどが得られるが、ここで想定している地域レベルでは得られない場合が多いと考えられる。ただし国勢調査による人口関連のデータは得られる。

注3) 地域経済の教科書的なものとして原勲「地域経済学の新展開」2003 多賀出版刊をあげる。この中に地域経済の考え方、手法及び適用事例が示されている。地域計画のみならず多様な公共システムの分析・計画手法を整理したものに熊田禎宣監修 計画理論研究会編「公共システムの計画学」2000 技報堂出版刊がある。

注4) 財国際開発高等教育機構 (FACID: Foundation for Advanced Studies on International Development) の資料としては例えば FACID「PCM 手法の理論と活用」2001, 「PCM Project Cycle Management PCM 手法に基づくモニタリング・評価」2000, 「PCM Project Cycle Management Monitoring and Evaluation Based

on the PCM Method”, 「PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント 参加型計画編」2001, “PCM Project Cycle Management MANAGEMENT TOOL FOR DEVELOPMENT ASSISTANCE” 2001 などがある。

また、開発そのものではないが環境アセスメントに関連して 環境省総合環境政策局環境影響評価課編「参加型アセスの手引き」平成14年 財務省印刷局刊などがある。

- 注5) 前述の UNCRD によるもののほか、システムダイナミクスによる SimtaKn というモデルの利用が可能である。これについては 池田誠「持続可能な発展と地方自治体における政策形成とシミュレーション」(国際地域学研究第8号)2005 東洋大学国際地域学部に示される。詳細はガイドラインの中で示される。
- 注6) 環境については発展途上国においては必ずしも現地データの取得が容易ではない。このため専門家の支援が必要ではあるが、外部データ例えば衛星データを利用した手法の利用が考えられる。東洋大学国際共生社会研究センターで取り組んだ成果として 矢光啓志、橋本善太郎、松尾友矩「南多摩地域の丘陵地におけるムササビ「の生息域の現状と変化」2006 (投稿受理済) 東洋大学大学院紀要 をあげる。

II 発展途上国における地域計画ガイドラインの提案

以下に発展途上国における地域計画ガイドラインを提案する。なおすでに述べたようにガイドラインの細目は個々のケースごとに異なると考えられるため、第1章「総則」および第2章「地域計画策定のフローと計画内容」の一部については詳細に示すが、第3章から第7章までは原則として基本的な事項を述べる(本文)のみ示し、さらに詳細を規定する(解説)および(補足説明)については示さない。なお紙幅の関係から第1章から第3章までを本論文に示し、第4章から第7章および補論については別途の報告書において示すこととし本論文では細目次のみ示す。

発展途上国における地域計画ガイドライン
(提案)

2006年3月

東洋大学国際共生社会研究センター

まえがき

地域開発は従来から国全体の発展と国内の格差の是正のためにおこなわれてきた。しかしながら、後で述べるように従来型の国家主導、経済優先の地域開発は大きな成果をあげたが、20世紀の終わりがみえてきたころからとその行き詰まりが認識されるようになった。従来型の地域開発では、社会、経済、環境のいずれの面をとっても地域の将来が持続可能であるか疑問が呈されるようになってきた。

一方で、特に発展途上国については貧困削減に直接働きかけるためコミュニティレベルでの草の根の社会開発が重視されるようになってきた。同時に、市場経済化の動きの中で発展途上国でも民営化が進められるようになった。このような取組は地域の活性化に大きく寄与していることはいうまでもないが、草の根レベルと民間企業だけで地域の長期的、持続的な成長が達成されるかについては結論がでたとは言い難い。

社会、経済、環境のいずれをとっても持続可能な地域開発が特に発展途上国では喫緊の必要性がある課題である。国というマクロなレベルでは国内の多様性を考慮し、また具体的なプロジェクトや環境といったものに対応するには大きすぎる。一方、草の根レベルでの取組は個別には卓越した成果が得られるものの、より広域的にその成果を広げていくことは容易ではない。また、このレベルを超えた大きなプロジェクトなどに対応することは容易ではない。このようなことから国レベルと草の根レベルの中間、これが本ガイドラインで対象とする地域である。

さらに多くの発展途上国でも分権化が進められている。分権化といってもその内容は多様であるが、国と地方公共団体の適切な機能分担と連携が必要で、かつ地方公共団体も基礎的な団体、中間的な団体によって果たすべき役割は異なるが、上のような認識をふまえると、地域開発は州や県などと訳される中間的な団体が大きな役割を示すべきであり、地方分権を進め、自らの意思をふまえた開発が行われなければならない。

これまで、このような参加型の地域開発をどのように進めるかについて様々な研究があり、またカンボディアなどにおいては実践が行われ優れた成果をあげてきた。これらの成果をふまえて発展途上国において地域の人々が自ら参加型の地域開発が広く実践されることが大切である。

そのために発展途上国の地域の人々が自らの地域の地域計画を作成するためのガイドラインを用意することが有効と考えられる。カンボディアなどでは政府によってこのようなガイドラインがつけられている。これらの先行する研究や実践をふまえて、発展途上国一般を対象とする参加型の地域計画の策定のためのガイドラインを提案した。

本ガイドラインの提案は、平成13年度に設立された東洋大学国際共生社会研究センター（文部科学省による私立大学学術研究高度化推進事業によるオープンリサーチセンター）における研究をもとに行っている。その一環としてカンボディアにおける詳細な現地調査をおこなった。現地調査にあたってはカンボディア政府計画省、各州・市、在カンボディア日本大使館、JICA 本部、カンボディア事務所、専門家などに大変お世話になった。また上記センターの事業として多数の研究者、実務

者によるワークショップにより研究交流を行った。参加された各位に感謝したい。

ここに提案したガイドラインはまだ研究成果としての提案の段階である。今後何らかの形で計画策定の実践に寄与したいと考えている。その結果をふまえてさらに順次改良していきたい。

平成18年3月

東洋大学国際共生社会研究センター

プロジェクト3 研究員 金子 彰

発展途上国における地域計画ガイドライン（提案）目次

第1章 総則

- 1.1 目的と構成
- 1.2 ガイドラインの目的
- 1.3 ガイドラインの性格と適用
- 1.4 ガイドラインの構成と記述
- 1.5 ガイドラインの適用の留意点

第2章 地域計画策定のフローと計画内容

- 2.1 目的と構成
- 2.2 地域計画策定のフロー
- 2.3 策定する計画の内容

第3章 地域の現況の分析と課題の抽出

- 3.1 目的と構成
- 3.2 地域の現況の把握と分析
- 3.3 基礎自治体における参加による課題・要請の把握
- 3.4 参加による地域の現状からみた課題の抽出

第4章 新たなインパクトの効果・影響の整理

- 4.1 目的と構成
- 4.2 新たなインパクトの整理
- 4.3 新たなインパクトの効果・影響の評価
- 4.4 新たなインパクトと効果・影響の整理

第5章 将来のシナリオの作成

- 5.1 目的と構成
- 5.2 シナリオ作成の方法と流れ
- 5.3 将来の目標の設定
- 5.4 地域の現状からみた課題への対応
- 5.5 新たなインパクトによる効果・影響への対応

5.6 統合された将来のシナリオの作成

5.7 シナリオをもとにした計画図の作成

第6章 持続可能性の評価

6.1 目的と構成

6.2 経済・財政の持続可能性の評価

6.3 地域社会の持続可能性の評価

6.4 環境の持続可能性の評価

第7章 実現のためのプロセスとその実施

7.1 目的と構成

7.2 実現のためのプロセスの整理

7.3 実現のためのプログラムの作成

7.4 実現のためのプロセスの実施と留意点

補論 適用する手法と利用可能なデータ

A 本ガイドラインで適用する手法

B 本ガイドラインで利用可能なデータ

C その他参考となる内容

第1章 総 則

1.1 目的と構成

1.1.1 第1章の目的

(本文)

第1章総則においては、「発展途上国における地域計画ガイドライン(提案)」(以下「ガイドライン」という)の全般に関わる項目について述べる。ガイドライン全般に関わる項目としては

- ・ガイドラインの目的
- ・ガイドラインの性格と適用
- ・ガイドラインの記述と構成
- ・ガイドラインの適用の留意点

が述べられる。

(解説)

ガイドラインはまずその使用目的が明確でなければならない。それによってガイドラインのすべての内容が規定される。はじめにガイドラインの使用目的によって、ガイドラインの性格および適用対象が規定される。またガイドラインの使用目的、性格および適用対象によってその全体的な構成および個々の項目の記述の仕方も異なる。したがってガイドラインの具体的内容の記述の前に総則として示しておく必要がある。また、以上の基本的事項の記述に関する留意点も合わせて示して

おく必要がある。

1.1.2 第1章の構成

(本文)

第1章総則の構成は以下のとおりである。

- 1.1 目的と構成
- 1.2 ガイドラインの目的
- 1.3 ガイドラインの性格と適用
- 1.4 ガイドラインの構成と記述
- 1.5 ガイドラインの適用の留意点

(解説)

「1.1.1 第1章の目的」を参照のこと

1.2 ガイドラインの目的

1.2.1 ガイドラインの目的

(本文)

本ガイドラインは発展途上国において自ら参加型の地域計画を策定する場合の計画主体および計画策定の参加者が参照する指針として利用されることを目的としている。

(解説)

<背景>

先進国と発展途上国と問わず今日その地域開発のあり方が大きく変わりつつある。従来型のトップダウン型の地域開発は大きな成果をあげてきたが、大きな限界に直面している。今日は持続可能な開発が緊急の課題となっている。このためには地方分権を進め、自らの意思をふまえた開発が行われなければならない。

これまでも、このような参加型の地域開発をどのように進めるかについて様々な研究と実践が行われ優れた成果をあげてきた。これらの成果をふまえ発展途上国において地域の人々が自ら参加型の地域開発が広く実践されることが大切である。

<解説>

本文について下の①～⑥の点について解説する。なお詳細は1.3の各項で示す。

「本ガイドラインは発展途上国において^①自ら^②参加型の地域計画を策定^③する場合の計画主体^④および計画策定の参加者^⑤が参照する指針^⑥として利用されることを目的としている。」

① 本ガイドラインは発展途上国をその対象としている。先進国においてはより多くの資源（行政組織、専門家、データ、経験）が活用できるが対象とする発展途上国、特に地域レベルではこれらの資源が十分でないことを前提としている。

② 本ガイドラインでいう「自ら」とは、先進国や国際機関の援助により専門コンサルタントなど

により案が作成されるのではなく、地域自らが主体的に計画策定を行う場合を対象としている。ただし先進国や国際機関あるいは当該国や第三国の中央政府、教育・研究機関などの専門家の助言、支援がある場合も想定されるが、地域が主体的に計画策定を行う場合は本ガイドラインの対象とする。

- ③ 本ガイドラインは「参加型の地域計画を策定」することを前提としている。したがって、後で述べるように「計画案の作成」という技術的内容と「計画の決定プロセス」という手続き的内容の両者が複合されて示される。

なお、「地域計画」であり個別の事業計画ではないので決定された内容が直ちに事業実施や規制につながるものではない。

- ④ 本ガイドラインでいう「計画主体」とは後で述べるように、法的な位置づけは多様であるが、広域的な地域の行政機構を想定している。
- ⑤ 本ガイドラインでいう「計画策定の参加者」としては計画主体の他に関連する市民および市民団体、中央政府、計画主体の管轄にあるあるいは密接に関連する行政機構、援助機関や国際機関、計画に関連する企業、NGO など非営利団体およびそれらで構成される組織、団体などが含まれる。
- ⑥ 本ガイドラインでいう「参照する指針」とは法で定めた執行手続ではなく、計画策定にあたって計画主体が自ら考えるよりどころとすべき指針であり細部にわたってすべて従うべきものではないが、一定の法的な位置づけを有するものにすることを提案している。この意味でマニュアルあるいは基準とせずガイドラインとしている。

1.3 ガイドラインの性格と適用

1.3.1 ガイドラインの性格と適用

(本文)

1.3 で示す本ガイドラインの主な性格と適用は以下のとおりである。詳細は1.3.2～1.3.5に示す。

- ① 対象とする計画
- ② 計画主体と国や他団体・機関の役割
- ③ ガイドラインの制度的位置づけ
- ④ 計画の実施体制

1.3.2 対象とする計画

(本文)

本ガイドラインの対象とする計画は

- ① 計画主体は国と基礎的な地方公共団体・機関の中間にある州、県といった広域地方団体・機関で実質的に地域行政を担当する主体とする。
- ② 計画目標の期間および計画の目的は

- i 10年程度を目標とする構想計画あるいは長期計画
- ii 3～5年程度を目標とする中期計画
- iii i および ii の組み合わせとする。

1.3.3 計画主体と国や他団体・機関の関係

(本文)

本ガイドラインにおいては計画主体と国や他団体・機関の関係を以下のとおり想定する

① 国

計画主体は国の計画、実施する大規模事業およびガイドラインを含む計画策定の基本的な指針をふまえ計画策定を行う。作成した計画案について国の意見を聴く。

② 市町村など地域の基礎的な団体・機関

計画主体は市町村など地域の基礎的な団体・機関が住民参加をもとにとりまとめる参加による課題、将来の方向などの意見を集約して計画策定を行う。このために必要な支援を行う。作成した計画案については市町村など地域の基礎的な団体・機関の意見を聴く。

③ 国際機関、NGO、地域の市民団体、計画に関係する企業などの団体、機関

計画主体は国際機関、NGO、地域の市民団体、計画に関係する企業などの団体、機関(以下ステークホルダー)については計画策定に際してその参加を図る。

以上の具体的な手順、内容などについては本ガイドラインの第3章以下に示す。

1.3.4 ガイドラインの制度的位置づけ

(本文)

本ガイドラインの制度的位置づけはその与件条件であり、本ガイドラインにおける規定の対象外である。ただし以下の内容を想定しており、これと異なる制度的位置づけの場合は必要に応じて修正して利用すること。

- ① 地域計画の策定は国の制度に位置づけられている。ガイドラインもその中に位置づけられる。
- ② ①をふまえ、国がガイドラインの基本的事項を含む地域計画策定の基本的な方針を定め計画主体に示している。
- ③ 各地域毎の地域計画の内容は各計画主体に委ねられており、その内容は国の制度として決定するものではない。
- ④ 各計画主体は当該地域の地域計画策定に際し、本ガイドラインの(補足説明)については必要において補足修正するとともに運用のための細則を制定することができる。

1.3.5 計画の実施体制

(本文)

本ガイドラインの実施体制はその与件条件であり、本ガイドラインにおける規定の対象外である。ただし以下の内容を想定しており、これと異なる制度的位置づけの場合は必要に応じて修正して利用すること。

- ① 国は制度の整備、国の計画を策定するとともに基本的な地域計画ガイドラインの策定、ガイドラインにもとづく計画策定の支援、策定された地域計画の調整などを行い、このために必要な組織体制を確立する。
- ② 計画主体である広域地方団体・機関は自ら計画を策定する。そのために必要な基礎自治体における参加による意見集約の支援、国や関係機関との調整を行う。計画主体においても必要な組織体制を確立する。

1.4 ガイドラインの構成と記述

1.4.1 ガイドラインの構成

(本文)

本ガイドラインは3つの要素すなわち「計画すべき内容」、「計画のプロセス」および「技術的な内容（データ、手法）」からなる。その他全体のねらい、流れ、留意点を示す「総論」、「関連資料」などから構成される。

1.4.2 ガイドラインの記述形式

(本文)

本ガイドラインの各項目は以下の3つから構成される。

- ① 必要不可欠な基本的な内容を述べた「本文」
- ② 背景・目的、具体的内容およびガイドラインの適用に必要な説明を述べる「解説」
- ③ 補足的な内容を述べる「補足説明」

1.5 ガイドラインの適用の留意点

1.5.1 ガイドラインの適用の留意点

(本文)

本ガイドラインは適用対象の地域計画策定の基本的な指針を示したものであり、原則的には本ガイドラインにしたがって策定するものとするが、これによりがたいときは対象とする地域の事情などをふまえ最も適切な方法によること。

この場合本ガイドラインの制度的な位置づけに留意すること。

第2章 地域計画策定のフローと計画内容

2.1 目的と構成

2.1.1 第2章の目的

(本文)

第2章地域計画策定のフローと計画内容においては、「ガイドライン」の2つの大きな目的であるどのような手順で計画を策定するのかおよびどのような計画がつくられるのかその基本について述べる。

(解説)

本ガイドライン 1.4.1 参照

2.1.2 第2章の構成

(本文)

第2章地域計画策定のフローと計画内容の構成は以下のとおりである。

2.2 地域計画策定のフロー

2.2.1 地域計画策定のフローの基本的考え方

2.2.2 地域計画策定の骨格フロー

2.2.3 地域計画策定のフローの留意点

2.3 策定する計画の内容

2.3.1 策定する計画の内容の基本的考え方

2.3.2 モデル計画の構成案

2.3.3 策定する計画の内容の留意点

(解説)

- ① 本ガイドラインにおいては第3章以下に具体的な計画策定の手順と手順ごとに決めるべき内容およびその手法などが示されるが、第2章ではまずその概括的な流れをフロー図として示す。
- ② 本ガイドラインにおいて最終的につくられるべき計画の構成案を示す。なお、計画の内容そのものについては対象地域毎に異なるものと考えられるのであえて示さない。

2.2 地域計画策定のフロー

2.2.1 地域計画策定のフローの基本的考え方

(本文)

地域計画策定のフローの基本的考え方は以下のとおりである。

- ① 計画策定の手順が順序に従って示される。
- ② ①に関連してフィードバックすべき手順も明示される。
- ③ 主要な計画策定の関係者が計画策定のどの段階に関与するのか明示的に示される。

④ ③に関連して特に参加により決定されるべき手順が明記される。

2.2.2 地域計画策定の骨格フロー

(本文)

本ガイドラインにおける地域計画策定の骨格フローは図 2.2.1 のとおりである。

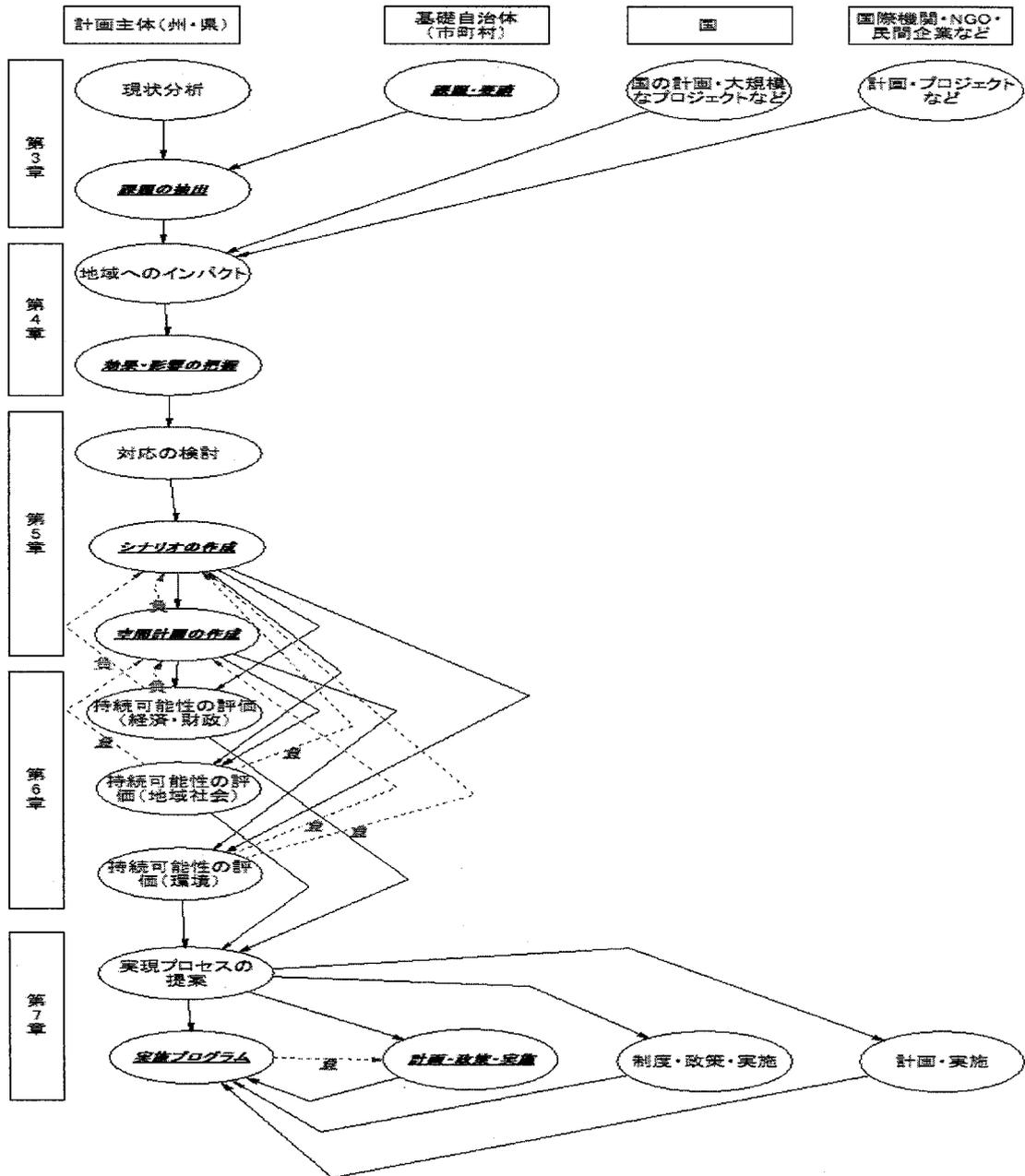


図 2.2.1 本ガイドラインにおける地域計画策定の骨格フロー

注 太斜字は参加による決定手順、点線はフィードバックを示す



(解説)

- ① 本フローは補論 A-3 に詳述する“SimTaKn”のフロー図作成機能により作成したものである。
- ② 本フロー図は計画策定の流れの骨格のみを示す。手順の細部については煩瑣になるので省略す

る。

- ③ 本ガイドラインにおいては具体的な計画手順は第3章から第7章に示されるのでフロー図もその部分のみ示す。
- ④ 基本的考え方は2.2.1に述べたとおりである。

2.2.3 地域計画策定のフローの留意点

(本文)

図2.2.1に示すフローは原則であり対象とする地域計画によってはこれにより難しい場合は必要に応じて修正して用いること。

(解説)

これにより難しい場合の例としては以下の場合があげられる。

- ① 本ガイドライン第1章1.3ガイドラインの性格と適用において以下の4点について本ガイドラインの前提が示されているが、対象とする地域計画がその条件と異なるが本ガイドラインを適用する場合。4点とは対象とする計画／計画主体と国や他団体・機関の役割／ガイドラインの制度的位置づけ／計画の実施体制である。
- ② 時間、人員、予算などに制約がある場合。
- ③ 他の大規模プロジェクトの計画などと併せて地域計画が策定される場合など地域計画策定に外部の大きな支援がある場合。

2.3 策定する計画の内容

2.3.1 策定する計画の内容の基本的考え方

(本文)

本ガイドラインにしたがって策定される地域計画においては基本的に以下の内容が示される。

- ① 地域の現況の分析と課題の抽出
 - ② 新たなインパクトの効果・影響の整理
 - ③ 将来のシナリオの作成と計画図
 - ④ 持続可能性の評価
 - ⑤ 計画実施のためのプロセスとその実行
- このうち、①～③については計画、④については計画についての持続可能性の観点からの評価、⑤については計画策定経緯および実施にあたっての留意点である。

(解説)

- ① 地域の現況の分析と課題の抽出
 - 本ガイドライン第3章に記述される以下の内容が示される。すなわち
 - 1) 地域の現況の把握と分析
 - 2) 基礎自治体における課題・要請

3) 地域の現状からみた課題の抽出

② 新たなインパクトの効果・影響の整理

本ガイドライン第4章に記述される以下の内容が示される。すなわち

- 1) 対象地域への新たなインパクト
- 2) 新たなインパクトの正負の効果・影響の評価
- 3) 新たなインパクトと効果・影響の総括

③ 将来のシナリオの作成と計画図

本ガイドライン第5章に記述される以下の内容が示される。すなわち

- 1) 対象地域の将来の目標
- 2) 地域の現状からみた課題への対応
- 3) 新たなインパクトによる効果・影響への対応
- 4) 統合された将来のシナリオ
- 5) 将来シナリオをもとにした計画図

④ 持続可能性の評価

本ガイドライン第6章に記述される以下の内容が示される。すなわち

- 1) 経済・財政の持続可能性の評価と留意点
- 2) 地域社会の持続可能性の評価と留意点
- 3) 自然環境の持続可能性の評価と留意点

⑤ 計画実施のためのプロセスとその実行

- 1) 計画案の作成とそのオーソライズ
- 2) 計画の実行と評価によるフィードバック

2.3.2 モデル計画の構成案

(本文)

本ガイドラインにしたがって作成される地域計画については2.3.1に示される内容をふまえるものとする。その場合表2.3.1に示すモデル計画の構成案を参考にすることができる。

表2.3.1 モデル計画の構成案

ABC州 地域発展計画 (目次)	
はじめに	ABC州のみなさんへ
	なぜ「ABC州地域発展計画」をつくるのか
	「ABC州地域発展計画」はどのようにつくられたか
	「ABC州地域発展計画」はどのように使われるのか
1.	ABC州は今どうなっているか
1.1	ABC州の今
1.2	市町村からみたABC州の今と期待
1.3	ABC州のかかえる課題
2.	ABC州をとりまく動きとその効果や影響
2.1	ABC州をとりまく新たな動き
2.2	ABC州をとりまく新たな動きによりABC州はどのように影響を受けるのか
3.	ABC州の将来
3.1	ABC州の将来の目標
3.2	ABC州は課題や影響にどう対応していくのか
3.3	ABC州の将来の姿とそのためにするべきこと
3.4	図面で示すABC州の将来の姿
4.	「ABC州地域発展計画」により私達は今後発展をとげることができるだろうか
4.1	経済や州・市町村の財政からみて
4.2	人々の暮らしやつながりからみて
4.3	自然環境からみて
5.	「ABC州地域発展計画」はどのようにつくられどのように実現させていくのか
5.1	「ABC州地域発展計画」はどのようにしてつくられたのか
5.2	「ABC州地域発展計画」はどのように実現させていくのか
資料	1. ABC州の社会経済データ
	2. ABC州に関連するプロジェクト
	3. ABC州地域発展計画に関連する規則など

2.3.3 策定する計画の内容の留意点

(本文)

本節に示す策定する計画の内容については、本節の記述をふまえつつ、対象地域の状況や計画の目的、性格に応じて計画主体において必要に応じて適切に判断すること。この場合1.3に示す以下の項目について配慮すること。

- ① 対象とする計画
- ② 計画主体と国や他団体・機関の役割
- ③ ガイドラインの制度的位置づけ
- ④ 計画の実施体制

第3章 地域の現況の分析と課題の抽出

3.1 目的と構成

3.1.1 第3章の目的

(本文)

第3章地域の現況の分析と課題の抽出においては、「ガイドライン」にしたがった計画策定の第一歩として地域の現況の分析と課題の抽出を行う。この場合「本ガイドライン」においては

- ① 基礎自治体の課題・要請の把握を参加により行う
- ② 地域からみた課題の抽出を参加により行う

ことを基本としている。

(解説)

- ① 図 2.2.1 に示すように計画策定の第一段階は計画対象地域の現況の分析を行い課題の抽出を行うことである。
- ② 特にボトムアップの計画策定においては基礎自治体（市町村）の課題を的確に把握することが重要で、そのために基礎自治体（市町村）段階での参加による課題・要請の把握を行い、その結果を集約することとする。その方法を本章に示す。
- ③ 計画対象地域の課題の的確に把握するためには、②の基礎自治体（市町村）段階での参加による課題・要請の把握に加え、計画主体による国や計画主体の各部局の計画やプロジェクトの把握、国際機関や NGO、市民団体、民間企業などの計画やプロジェクトの把握、整理が必要である。
- ④ さらに②③をふまえ地域の現状からみた課題の把握のためには、国際機関や NGO、市民団体、民間企業など当該地域の地域開発に関係する者の参加による検討が必要である。このことにより計画に関係する者の参加が確保される。この方法についても本章に示す。

3.1.2 第3章の構成

(本文)

第3章 地域の現況の分析と課題の抽出の構成は以下のとおりである。

3.2 地域の現況の把握と分析

3.2.1 計画主体の地域の現状の把握と分析

3.2.2 国の計画、プロジェクトの把握

3.2.3 国際機関や民間の計画、プロジェクトの把握

3.3 基礎自治体における参加による課題・要請の把握

3.3.1 参加による課題・要請の把握の考え方

3.3.2 各基礎自治体における参加による課題・要請の把握

3.3.3 基礎自治体の課題・要請の整理

3.4 参加による地域の現状からみた課題の抽出

3.4.1 参加による課題・要請の把握の考え方

3.4.2 計画主体における参加による課題の把握

3.4.3 地域の現状からみた課題の抽出

(解説)

- ① 本ガイドラインにおいては地域の現況の分析と課題の抽出の方法について計画の段階にしたがって示される。
- ② 特に2つの段階の参加については具体的な手順、手法を示す。

3.2 地域の現況の把握と分析

3.2.1 計画主体の地域の現状の把握と分析

1) データによる計画主体の地域の現状の把握

(本文)

計画主体は対象地域の現況について、国勢調査、州統計年報その他既存の対象地域の統計資料などのデータを整理し、データによる計画主体の地域の現状の把握を行う。なお結果は

- ① 図表、グラフなどに整理する
- ② 把握した結果は箇条書きにして整理する
- ③ 対象地域の地図に必要な情報を記入することがのぞましい。

2) 関係部局からの情報による計画主体の地域の現状の把握

(本文)

計画主体は、対象地域の現況、実施中の事業および進行中ならびに将来計画について、計画主体の関係部局から必要な情報を収集、整理し、関係部局からの情報による計画主体の地域の現状の把握を行う。対象は地域計画に関連するすべての部局である。なお結果は

- ① 図表、グラフなどに整理する
- ② 把握した結果は箇条書きにして整理する
- ③ 対象地域の地図に必要な情報を記入することがのぞましい。

3.2.2 国の計画、プロジェクトの把握

1) 国全体の国土計画、社会経済計画の把握

(本文)

計画主体は、国全体の国土計画、社会経済計画などの国の計画について把握を行う。なお結果は、対象地域との関係に留意し

- ① 基本的な方針・方向・目標
- ② マクロ的な数値目標

③ 具体的な施策

などについて整理する。

2) 対象地域に関連する国のプロジェクトの把握

(本文)

計画主体は、対象地域に関連する現在実施中および実施が確定している国（公社、国営会社など国の関係機関やこれに準じるものをふくむ。以下同じ）のプロジェクトの概要を把握する。なお結果は

- ① 図表、グラフなどに整理する
- ② 把握した結果は箇条書きにして整理する
- ③ 対象地域の地図に必要な情報を記入する

ことがのぞましい。

この場合当該プロジェクトの目標年次と策定している地域計画の目標年次との関係に留意すること。

3.2.3 国際機関や民間の計画、プロジェクトの把握

1) 検討対象の把握

(本文)

計画主体は、対象地域や対象地域に影響や効果を及ぼす関係する地域で活動しているあるいは活動を予定している国際機関や規模の大きい民間（企業、NGO その他市民団体など）など、地域計画に関係が想定される対象をリストアップする。この場合政府の許可などが必要でないものや事前準備段階のものについても幅広く把握すること。

2) 対象地域に関連する国際機関や民間の計画、プロジェクトの把握

(本文)

計画主体は、本ガイドライン3.2.3の1)において把握した対象について、対象地域に関連する現在実施中プロジェクトおよび活動計画の概要を把握する。なお結果は

- ① 図表、グラフなどに整理する
- ② 把握した結果は箇条書きにして整理する
- ③ 対象地域の地図に必要な情報を記入する

ことがのぞましい。

この場合当該プロジェクトの目標年次と策定している地域計画の目標年次との関係に留意すること。

3.3 基礎自治体における参加による課題・要請の把握

3.3.1 参加による課題・要請の把握の考え方

1) 参加による課題・要請の把握の基本的考え方

(本文)

本ガイドラインにしたがった地域計画の策定においては、

- ① 対象地域の各基礎自治体（市町村など）における課題・要請を具体的に把握する。
- ② このためには、各基礎自治体において参加による課題・要請の把握を行う。
- ③ 各基礎自治体において参加による課題・要請の把握を行うために計画主体は各基礎自治体に可能な支援を行う。

2) 参加による課題・要請の把握の手法

(本文)

各基礎自治体における参加による課題・要請の把握の手法としては、原則としてワークショップ（会議方式）によるものし、

- ① 何らかの形で住民全員の意見表明の機会が確保されていること
- ② 当該基礎自治体の規模をふまえ適切に運営できるものであること
- ③ 特定集団の意見のみが取り上げられない運営であること

ことが必要である。

なお当該基礎自治体の現状からワークショップ（会議方式）によりがたいときは、他の適切な手法を選択することができる。この場合においても上記①～③に留意すること。

3.3.2 各基礎自治体における参加による課題・要請の把握

1) 各基礎自治体における準備

(本文)

本ガイドライン 3.3.1 に示した考え方により各基礎自治体においては参加による課題・要請の把握のため計画主体の協力を得て以下の準備を行う。

- ① 当該基礎自治体の現状をふまえた参加による課題・要請の把握の手法の選定
- ② ワークショップの場所および日時の設定
- ③ ワークショップの進行要領の設定
- ④ ワークショップ出席者の募集
- ⑤ ワークショップ出席者および進行、司会、記録および支援担当者の決定
- ⑥ ワークショップにおける説明マテリアルの作成
- ⑦ ワークショップの場所における設営、準備
- ⑧ その他必要な準備

2) 計画主体の基礎自治体に対する支援

(本文)

本ガイドライン 3.3.2 の 1) に示す計画主体の協力として、計画主体は当該地域の状況に応じて各基礎自治体に対し支援を行う。支援の例としては以下の方法があげられる。

- ① 地域の状況に応じて本ガイドラインに示す内容を補足する文書を作成し各基礎自治体に配布する。
- ② 本ガイドライン3.3.2の 1) に示す内容の実施についての助言を行う。
- ③ ②の助言は、質問への回答、要員の派遣、講習会の開催など当該地域で可能な方法で行う。

3) 各基礎自治体における参加による課題・要請の把握

(本文)

各基礎自治体においては本ガイドライン 3.3.1 の 1) に示す準備で行った内容にしたがってワークショップによる課題・要請の把握をおこなう。この場合以下の点に留意すること。

- ① 参加者の負担を考慮し長時間にならないよう配慮すること。
- ② 参加者が意見を出しやすい運営をおこなうこと。このためには必要に応じ小グループにおいて議論しその結果を参加者全体でまとめる方法も考慮すること。
- ③ 意見を特定の方向に誘導しないこと。
- ④ 意見の完全な一致が求められているわけではないことを十分認識して運営すること。
- ④ 最終的に集約された意見については参加者全体で確認し記録しておくこと。
- ⑤ その他当該地域および各基礎自治体の状況をふまえた運営をおこなうこと。

4) 各基礎自治体の課題・要請の整理

(本文)

本ガイドライン 3.3.2 の 3) により把握された各基礎自治体における参加による課題・要請については以下の項目に再整理して本項に示す様式 1-1 (省略) に記入する。なお再整理に際して確認された意見の内容を変えないよう注意すること。

- ① 当該基礎自治体の概要および特記すべき事項 (参考となる資料がある場合は添付すること)
- ② 項目ごとに整理した課題・要請

なお項目の例としては以下のものがあげられる

- ・行政 (当該基礎自治体、国・州など)
- ・社会開発 (保健・衛生、福祉、教育など)
- ・産業開発 (農業、観光、工業など)
- ・社会基盤整備 (道路、電話、電気など)
- ・環境 (自然、社会)
- ・その他

3.3.3 基礎自治体の課題・要請の整理

1) 計画主体における基礎自治体の課題・要請の集約

(本文)

本ガイドライン 3.3.2 により把握され様式 1-1 に整理された各基礎自治体の課題・要請を計画主体全体で集約し様式 1-2 (略) に記入する。なおこの際以下の点に注意すること。

- ① 各基礎自治体から提出された課題・要請の趣旨を変えないよう配慮しながら共通する内容を集約すること
- ② 一般的なことか当該基礎自治体の特別な事情によるものか把握できるようにすること
- ③ 参考となる資料がある場合は添付すること

3.4 参加による地域の現状からみた課題・要請の抽出

3.4.1 参加による課題・要請の把握の考え方

1) 参加による課題・要請の把握の基本的考え方

(本文)

本ガイドラインにしたがった地域計画の策定においては、計画主体による把握、整理をふまえ以下に示す関係者の参加により対象地域の課題・要請のとりまとめをおこなう。このことにより整合性のとれた対象地域の課題・要請の把握がおこなわれる。

参加する関係者としては以下の各者の他必要な者の参加を求める。

- ① 基礎自治体の代表者
- ② 計画主体の関係部局
- ③ 国(対象地域に関連する計画、事業がある場合その担当部局)
- ④ 国際機関や民間(企業、NGO その他市民団体など)
- ⑤ その他対象地域の地域計画に関連する者

2) 参加による課題・要請の把握の手法

(本文)

対象地域の課題・要請の把握の手法としては、原則としてワークショップ(会議方式)によるものし、可能な方法で公開する。なお当該基礎自治体の現状からワークショップ(会議方式)によりがたいときは、他の適切な手法を選択することができる。この場合も参加の趣旨が確保されるよう留意すること。

3.4.2 計画主体における参加による課題・要請の把握

1) 計画主体における準備

(本文)

本ガイドライン 3.4.1 の 1) に示した考え方により計画主体は参加による対象地域の課題・要請の把握のため以下の準備を行う。

- ① 当該計画主体の現状をふまえた参加による課題・要請の把握の手法の選定
- ② ワークショップの場所および日時の設定
- ③ ワークショップの進行要領の設定

- ④ ワークショップ出席の要請
- ⑤ ワークショップ出席者および進行、司会、記録および支援担当者の決定
- ⑥ ワークショップにおける説明マテリアルの作成
- ⑦ ワークショップの場所における設営、準備
- ⑧ その他必要な準備

2) 計画主体における参加による課題の把握

(本文)

計画主体においては本ガイドライン 3.4.1 の 1) に示す準備で行った内容にしたがってワークショップによる課題・要請の把握をおこなう。この場合以下の点に留意すること。

- ① 参加者の負担を考慮し長時間にならないよう配慮すること
- ② 参加者が意見を出しやすい運営をおこなうこと。
- ③ 意見を特定の方向に誘導しないこと。
- ④ 意見の完全な一致が求められているわけではないことを十分認識して運営すること。
- ④ 最終的に集約された意見については、参加者全体で確認し記録しておくこと。
- ⑤ その他当該地域の状況をふまえた運営をおこなうこと。

3.4.3 地域の現状からみた課題・要請の抽出

1) 地域の現状からみた課題・要請の抽出

(本文)

本ガイドライン 3.4.2 により把握された地域の現状からみた課題・要請を整理し計画主体全体で集約し様式 1-3 (略) に記入する。様式 1-3 をもって第 3 章の目的である地域の現状からみた課題・要請の抽出とする。なおこの際以下の点に注意すること。

- ① なるべく具体性をもった集約とする。
- ② 地図に示しうる課題・要請は対象地域の地図に記入すること。
- ③ 参考となる資料がある場合は添付すること。

以下第4章～第7章および補論については紙幅の関係で本報告書には示さず別途の報告書に示す。
 なお以下の表II-1に細目次を示す。

表II-1 発展途上国における地域計画ガイドライン細目次 (第4章～第7章及び補論)

-
- 第4章 新たなインパクトの効果・影響の整理
 - 4.1 目的と構成
 - 4.1.1 第4章の目的
 - 4.1.2 第4章の構成
 - 4.2 新たなインパクトの整理
 - 4.2.1 国の計画、プロジェクトによるインパクトの整理
 - 1) 国により提供された情報によるインパクトの整理
 - 2) 計画主体により把握されたインパクトの整理
 - 3) 国の計画、プロジェクトによるインパクトの整理
 - 4.2.2 国際機関や民間の計画、プロジェクトによるインパクトの整理
 - 1) 国際機関や民間により提供された情報によるインパクトの整理
 - 2) 計画主体により把握されたインパクトの整理
 - 3) 国際機関や民間の計画、プロジェクトによるインパクトの整理
 - 4.2.3 新たなインパクトのまとめ
 - 1) 地域へのインパクトのまとめ
 - 4.3 新たなインパクトの効果・影響の評価
 - 4.3.1 国の計画、プロジェクトによる効果・影響の評価
 - 1) 国の計画、プロジェクトによる正の効果
 - 2) 国の計画、プロジェクトによる負の影響
 - 4.3.2 国際機関や民間の計画、プロジェクトによる効果・影響の評価
 - 1) 国際機関や民間の計画、プロジェクトによる正の効果
 - 2) 国際機関や民間の計画、プロジェクトによる負の影響
 - 4.3.3 新たなインパクトの効果・影響の評価のまとめ
 - 1) 新たなインパクトの効果・影響の評価のまとめ
 - 4.4 新たなインパクトと効果・影響の整理
 - 4.4.1 新たなインパクトと効果・影響の整理
 - 1) 新たなインパクトと効果・影響の整理
 - 第5章 将来のシナリオの作成
 - 5.1 目的と構成
 - 5.1.1 第5章の目的
 - 5.1.2 第5章の構成
 - 5.2 シナリオ作成の方法と流れ
 - 5.2.1 参加によるシナリオ作成の考え方
 - 1) ワークショップによるシナリオ作成
 - 2) 計画主体の役割
 - 3) ワークショップの参加者とその役割
 - 5.2.2 参加によるシナリオ作成の流れ
 - 1) 計画主体による準備作業
 - 2) ワークショップによるシナリオ作成
 - 3) シナリオによる空間計画の作成
 - 4) 持続可能性による評価とフィードバック
 - 5.2.3 参加によるシナリオ作成の方法
 - 1) ワークショップの準備の方法
 - 2) ワークショップの運営の方法
 - 3) シナリオのとりまとめの方法
 - 5.3 将来の目標の設定

- 5.3.1 将来の目標の設定の考え方
 - 1) 本ガイドラインにおける将来の目標の設定の考え方
- 5.3.2 地域からみた将来の目標の設定の手法
 - 1) 定性的な手法
 - 2) グラフによる手法
 - 3) 簡単な定量的な手法
- 5.3.3 将来の目標の設定
 - 1) 地域からみた将来の目標の設定
 - 2) 国、関係機関、民間などの目標との整合
 - 3) 将来の目標の設定
- 5.4 地域の現状からみた課題への対応
 - 5.4.1 現状の課題への対応
 - 1) 現状の課題への対応方策の設定
 - 5.4.2 将来の目標への対応
 - 1) 将来の目標への対応方策の設定
 - 5.4.3 地域の現状からみた課題への対応のまとめ
 - 1) 地域の現状からみた課題への対応方策の設定
- 5.5 新たなインパクトによる効果・影響への対応
 - 5.5.1 新たなインパクトによる正の効果への対応
 - 1) 新たなインパクトによる正の効果への対応方策の設定
 - 5.5.2 新たなインパクトによる負の影響への対応
 - 1) 新たなインパクトによる負の影響への対応方策の設定
 - 5.5.3 新たなインパクトによる効果・影響への対応のまとめ
 - 1) 新たなインパクトによる効果・影響への対応方策の設定
- 5.6 統合された将来のシナリオの作成
 - 5.6.1 将来のシナリオの作成
 - 1) ワークショップによる将来のシナリオの検討
 - 2) とりまとめと将来のシナリオの設定
 - 5.6.2 フィードバックによる将来のシナリオの修正
 - 1) 将来のシナリオに対する評価
 - 2) 評価結果による将来のシナリオへのフィードバック
 - 3) フィードバックによる将来のシナリオの修正
 - 5.6.3 統合された将来のシナリオの作成
 - 1) 統合された将来のシナリオの作成
 - 2) 統合された将来のシナリオのワークショップ参加者へのフィードバック
- 5.7 シナリオをもとにした計画図の作成
 - 5.7.1 作成する計画図のイメージ
 - 1) 元となる計画主体の地域の地図
 - 2) 作成する計画図のイメージと精度
 - 5.7.2 計画図作成の流れ
 - 1) 計画図作成の流れ
 - 5.7.3 シナリオをもとにした計画図の作成
 - 1) 計画図作成の準備
 - 2) 計画図の作成
 - 3) 関連する計画との整合性の検討と修正
- 第6章 持続可能性の評価
 - 6.1 目的と構成
 - 6.1.1 第6章の目的
 - 6.1.2 第6章の構成
 - 6.2 経済・財政の持続可能性の評価
 - 6.2.1 経済・財政の持続可能性の評価の手法と適用

- 1) 経済・財政の持続可能性の評価の手法と適用の考え方
 - 2) 個別指標による評価
 - 3) インデックスによる評価
 - 4) シミュレーションによる評価
 - 6.2.2 将来シナリオに対する経済・財政の持続可能性の評価
 - 1) 経済の持続可能性の評価
 - 2) 財政の持続可能性の評価
 - 6.2.3 経済・財政の持続可能性の評価の将来シナリオへのフィードバック
 - 1) 計画主体へのフィードバック
 - 2) 基礎自治体へのフィードバック
 - 3) 国へのフィードバック
 - 4) 国際機関や民間へのフィードバック
 - 6.3 地域社会の持続可能性の評価
 - 6.3.1 地域社会の持続可能性の評価の手法と適用
 - 1) 地域社会の持続可能性の評価の手法と適用の考え方
 - 2) 定性的な評価による手法
 - 3) 個別指標、インデックスなどによる定量的な評価による手法
 - 4) シミュレーションによる手法
 - 6.3.2 将来シナリオに対する地域社会の持続可能性の評価
 - 1) 将来シナリオに対する地域社会の持続可能性の評価
 - 6.3.3 地域社会の持続可能性の評価の将来シナリオへのフィードバック
 - 1) 計画主体へのフィードバック
 - 2) 基礎自治体へのフィードバック
 - 3) 国へのフィードバック
 - 4) 国際機関や民間へのフィードバック
 - 6.4 自然環境の持続可能性の評価
 - 6.4.1 自然環境の持続可能性の評価の手法と適用
 - 1) 自然環境の持続可能性の評価の手法と適用の考え方
 - 2) 定性的な評価による手法
 - 3) 個別指標、インデックスなどによる定量的な評価による手法
 - 4) シミュレーションによる手法
 - 6.4.2 将来シナリオに対する自然環境の持続可能性の評価
 - 1) 将来シナリオに対する自然環境の持続可能性の評価
 - 6.4.3 自然環境の持続可能性の評価の将来シナリオへのフィードバック
 - 1) 計画主体へのフィードバック
 - 2) 基礎自治体へのフィードバック
 - 3) 国へのフィードバック
 - 4) 国際機関や民間へのフィードバック
- 第7章 計画実施のためのプロセスとその実行
- 7.1 目的と構成
 - 7.1.1 第7章の目的
 - 7.1.2 第7章の構成
 - 7.2 計画実施のためのプロセス
 - 7.2.1 計画実施のためのプロセスの種類と考え方
 - 1) 計画実施のためのプロセスの考え方
 - 2) 計画案の作成とそのオーソライズ
 - 3) 計画の実行
 - 4) 計画の実行の評価とフィードバック
 - 7.2.2 実施のための留意点
 - 1) プロセスの選択と留意点
 - 2) 手法の選択と留意点

- 7.3 計画案の作成とそのオーソライズのプロセス
 - 7.3.1 計画案の作成
 - 1) 計画案の策定プロセス
 - 2) 検討結果のとりまとめ
 - 3) モデル計画をベースにした計画案の作成
 - 4) 当該地域の状況による修正
 - 5) 計画主体として提案する計画案
 - 7.3.2 計画案の調整
 - 1) 計画案の調整プロセス
 - 2) 計画主体内部での調整
 - 3) 基礎自治体との調整
 - 4) 国との調整
 - 5) 国際機関や民間との調整
 - 7.3.3 計画の公式決定
 - 1) 計画の公式決定プロセス
 - 2) 公式決定された計画
- 7.4 計画の実行と評価によるフィードバック
 - 7.4.1 計画の実行と評価によるフィードバックのプロセス
 - 1) 計画の実行と評価によるフィードバックのプロセスの考え方
 - 2) 計画の実行プロセス
 - 3) 評価によるフィードバックのプロセス
 - 7.4.2 計画の実行
 - 1) 計画主体における計画の実行
 - 2) 基礎自治体における行動
 - 3) 国における行動
 - 4) 国際機関や民間における行動
 - 7.4.3 計画の実行の評価とフィードバックのプロセス
 - 1) 計画の実行の評価とフィードバックの考え方
 - 2) 計画の実行の評価
 - 3) 計画の実行の評価によるフィードバック
- 補論 適用する手法と利用可能なデータ
 - A 本ガイドラインで適用する手法
 - A-1 ワークショップによる手法
 - A-2 システムダイナミックスの適用による手法
 - A-3 衛星データを利用した環境評価・予測手法
 - B 本ガイドラインで利用可能なデータ
 - B-1 経済データ
 - B-2 社会データ
 - B-3 自然環境データ
 - C その他参考となる内容
 - C-1 参考文献

III 実際の計画への適用に向けて

4. 実際の計画への適用に向けて^{※1)}

4.1 ガイドライン策定に向けて残された課題

1) ガイドラインの詳細化・具体化

IIに示したガイドラインは標準的なものであり第1段階としては有効なものである。ただし標準

化のために個別条件に合わせた詳細化、具体化は行っていない。今後適用対象をしぼりこみ、その地域計画の条件にあわせて詳細化、具体化し提案することが必要である。

2) ガイドラインに適用された手法の改善

1) に述べたように、IIに示したガイドラインに適用された手法は発展途上国の地域計画に適用可能なものであるが標準的な記述となっており、個別条件に合わせたものにはしていない。今後適用対象をしぼりこみ、その地域計画の条件にあわせて詳細化、具体化し提案することが必要である。

3) ガイドラインの英文化

1)、2) を行った上、対象となる国、地域の実際の計画への適用を提案することとなる。その方法については以下に述べるが、基本的には英文で提示することが求められるため、まず本報告書IIの記述を英文化する。

4.2 実際の計画への適用の方法と課題

1) 実際の計画に適用するためのプロセス

実際の計画に適用するためには以下の方法が考えられる。

- ① 地域計画を策定していないあるいは新たな方式での地域計画の策定を予定している国あるいは地域の行政主体に直接提案する。
- ② JICA などの機関^{註1)}に提案し、当該機関の事業の一環として実施する。
- ③ NGO、市民団体や地域の経済団体などの民間組織と協力して国あるいは地域の行政主体に提案する。

この場合①、③であっても実際の計画の策定にあたっては計画主体などに対して支援を行う必要がある。

2) 実際の計画のための具体的なガイドラインの作成

1) に示す実際の計画に適用するためのプロセスの第一段階として提案する国あるいは地域にあわせたガイドライン案を提案し、実際の計画の段階で具体的・詳細なガイドラインの作成をおこなう。

3) 計画関係者のキャパシティビルディング

2) に述べた具体的なガイドラインは対象地域の計画主体を中心とする計画関係者と共同で作成する。また、実際の計画策定はここで述べたガイドラインを適用して対象地域の計画主体により行われる。このために計画関係者のキャパシティビルディングが必要と考えられる。

4.3 今後の課題と対応

1) ガイドラインの実際の適用をふまえた改良

本報告書で提案したガイドラインについては、まず実際の計画に適用することをめざしているが、実際の計画に適用し、評価を行いそれをふまえさらに改良すべき点が明らかになると考えられる。ガイドラインはこのプロセスを繰り返すことにより、さらによいものになる。またその改良の過程

を通じて当該国の国や計画主体における計画担当者、さらに参加を通じて地域の市民全体の計画に対する経験が高まっていく。

2) 計画理論としての体系化

1. において述べたとおり、現在地域計画に関する考え方が大きく変化し、従来の固定的な計画から参加型の計画にかわりつつある。参加の手法が開発され、実際の計画策定に多く使われている。新しい計画の考え方^{#2)}については提案がなされているが、本ガイドラインの実際の計画への適用とそれをふまえた改良をふまえて計画理論としての体系化をはかっていく必要がある。

3) 共生社会をめざした地域計画への貢献

ここで提案しているガイドラインにおいては、計画策定の方法や策定される計画の形式などについて述べている。また持続可能性の観点から計画案を評価することを述べている。ただし、ここで提案しているガイドラインにおいて、つくられる計画の内容自体は規定していない。しかし、今日先進国、発展途上国を問わず地域においては持続可能な開発による環境共生社会の形成^{#3)}が求められている。ガイドラインにおいて共生社会をめざした地域計画への貢献をどのように組み込むかは今後の課題とされる。

注 1) 既に述べたが JICA は技術協力の一環として「地域総合開発調査」を実施している。また「草の根技術協力事業」というのがある。詳細は以下のサイトで公表されているが、大学が直接参加できる仕組である。
<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html> 本件が適格であるかは明確ではないがこのような仕組の利用が考えられる。

注 2) 橋本善太郎「環境アセスメントの展開（東洋大学国際共生社会研究センター編「国際環境共生学」第 6 章所収）」2005 朝倉書店刊に示されている。

注 3) このテーマについては多くの文献があるが、東洋大学国際共生社会研究センターの研究成果として東洋大学国際共生社会研究センター編「環境共生社会学」2004 朝倉書店刊、東洋大学国際共生社会研究センター編「国際環境共生学」2005 朝倉書店刊がある。

おわりに

筆者は、カンボディアなどを事例として発展途上国における地域開発ガイドラインの策定について研究を進めてきた。本報告においてはその基本的な内容の提案と背景や今後の課題を示したものである。

本報告は、筆者が参加して行っている東洋大学国際共生社会研究センター・プロジェクト 3 の研究成果の一部をとりまとめたものである。研究の実施にあたり支援、助言いただいた松尾友矩学長・センター長、橋本善太郎プロジェクト 3 リーダーおよび池田誠プロジェクト 3 研究員をはじめセンター関係者には大変お世話になった。ここに謝意を表したい。また現地調査に協力いただいた在カンボディア日本大使館、JICA カンボディア事務所、カンボディア政府計画省、各州・市の関係者や JICA 専門家など多くの現地の方々には感謝の意を表したい。また、国内のワークショップなどで議論に参加いただいた多くの方々にも感謝したい。

参考文献

はじめに

1. 金子 彰 「社会経済開発における共生要素の評価－カンボディアにおける社会経済開発計画」(東洋大学国際共生社会研究センター編「環境共生社会学」第5章所収) 2004 朝倉書店刊
2. 金子 彰 「国際共生社会構築のための地域計画の提案－カンボディアの事例をもとに－」(東洋大学国際共生社会研究センター編「国際環境共生学」第8章所収) 2005 朝倉書店刊
3. 金子 彰 「発展途上国における社会経済計画に関する一考察」平成14年(国際地域学研究第5号)2003 東洋大学国際地域学部
4. 金子 彰 「発展途上国における地域開発のガイドラインの提案に関する研究(その1)－研究のパーспекティブとカンボディアにおける予備調査－」(国際地域学研究第6号) 2003 東洋大学国際地域学部
5. 金子 彰 「発展途上国における地域開発のガイドラインの提案に関する研究(その2)－カンボディアにおける参加型地域計画ガイドラインの事例研究－」(国際地域学研究第7号)2004 東洋大学国際地域学部
6. 金子 彰 「発展途上国における地域計画の策定についての一考察」日本計画行政学会第27回全国大会講演概要集 2004 日本計画行政学会
7. 金子 彰 「発展途上国における地域計画ガイドラインの提案に関する研究」日本計画行政学会第28回全国大会講演概要集 2005 日本計画行政学会

第2章

1. Kingdom of Cambodia “Second Socioeconomic Development Plan 2001-2005” 2002
2. NATIONAL INSTITUTE OF STATISTICS, MINISTRY OF PLANNING “CAMBODIA STATISTICAL YEAR BOOK 2001” 2002
3. National Institute of Statistics, Ministry of Planning “NATIONAL ACCOUNTS OF CAMBODIA 1993-2001 2002 (Sponsored by the Asian Development Bank)
4. National Institute of Statistics, Ministry of Planning “Report on the Cambodia Socio-Economic Survey 1999” 2000 Sponsored by UNDP and SWEDA and executed by the World Bank
5. National Institute of Statistics, Ministry of Planning “General Population Census of Cambodia 1998
6. Final Census Results “1999 National Institute of Statistics, Ministry of Planning Funded by United Nations Population Fund
7. National Poverty Reduction Strategy 2003-2005 Council for Social Development Kingdom of Cambodia 2002
8. Technical Guideline for Facilitator in the Processing of Three year Rolling Investment Program of a Commune (in Khmer) Ministry of Planning 2002
9. Guidelines for the District Integration Process for the year 2003 Ministry of Planning 2003
10. Provincial Development Plan 2001-2005 Takeo Province Provincial Rural Development Committee Provincial Development Investment Program 2002-2004 Takeo Province Provincial Rural Development Committee
11. Commune Database Takeo Province Provincial Rural Development Committee
12. 3-Kampong Cham Province Database 2001 Provincial Department of Planning
13. 原科幸彦編著 「市民参加と合意形成－都市と環境の計画づくり」 2005 学芸出版社刊
14. 原 勲 「地域経済学の新展開」 2003 多賀出版刊
15. 熊田禎宣監修 計画理論研究会編 「公共システムの計画学」 2000 技報堂出版刊
16. FACID 「PCM手法の理論と活用」 2001 FACID
17. FACID 「PCM Project Cycle Management PCM手法に基づくモニタリング・評価」 2000 FACID
18. FACID “PCM Project Cycle Management Monitoring and Evaluation Based on the PCM Method” 2000 FACID

19. FACID 「PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント参加型計画編」2001 FACID
20. FACID “PCM Project Cycle Management TOOL FOR DEVELOPMENT ASSISTANCE” 2001 FACID
21. 池田 誠 「持続可能な発展と地方自治体における政策形成とシミュレーション」(国際地域学研究第8号) 2005 東洋大学国際地域学部
22. 矢光啓志、橋本善太郎、松尾友矩 「南多摩地域の丘陵地におけるムササビ「の生息域の現状と変化」2006 (投稿受理済) 東洋大学大学院紀要

第4章

1. <http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html> (JICA 草の根パートナー事業 Web サイト)
2. 橋本善太郎 「環境アセスメントの展開 (東洋大学国際共生社会研究センター編「国際環境共生学」第6章所収)」2005 朝倉書店刊
3. 東洋大学国際共生社会研究センター編 「環境共生社会学」2004 朝倉書店刊
4. 東洋大学国際共生社会研究センター編 「国際環境共生学」2005 朝倉書店刊

